

第7期基山町老人福祉計画策定業務委託仕様書

1. 件名

第7期基山町老人福祉計画策定業務委託

2. 目的

第6期基山町老人福祉計画の見直し及び「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の規定に基づく市町村認知症施策推進計画に沿った内容を加えた、第7期基山町老人福祉計画（計画期間：令和9年度から令和11年度まで）を策定することを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月23日まで

4. 履行場所

基山町内全域

5. 業務内容

(1) 現行計画の課題整理

現行の基山町地域福祉計画の課題等の整理・分析を行い、取り組むべき課題を整理し、取りまとめを行う。（現行施策等の収集整理・分析）

(2) 鳥栖地区広域市町村圏組合が実施した高齢者要望等実態調査結果の集計及び分析

- ・調査データの整理
- ・調査結果のクロス集計・分析

※令和6年度・令和7年度実施データを電子データにて提供する。また、調査の内容には「日常生活圏域ニーズ調査」（集計方法：単純集計・クロス集計）の内容も含まれる。

(3) アンケート調査の実施と分析

計画策定の基礎資料とするために65歳以上の高齢者にアンケート調査を実施する。

①調査票の企画・設計

調査項目及び調査結果の分析方法の設定を行う。

②アンケート調査票等の作成

アンケート対象高齢者の計（1,000人）

アンケート調査票の発送、回収作業を含む。

③アンケート調査結果の入力・集計・分析

- ・調査結果の項目ごとに集計、クロス集計を行うとともに、グラフ等を活用した分析を行うこと。
- ・自由回答については意見を取りまとめて分類すること。
- ・調査結果の分析の総括を行うこと。

④アンケート調査結果報告書の作成

アンケート調査にかかる作業、費用分担は以下のとおりとする。

項目	基山町	受託者
調査票の印刷		○
発送用、返信用封筒の印刷（封筒は町で準備）		○
調査対象者の抽出	○	
宛名シール作成、貼付け、調査票の封入		○
発送、返送に係る郵便料 郵便局への料金受取人払承認申請の手続き		○
調査票の回収		○
データ分析、入力作業		○

※調査対象者リストはエクセルデータで渡すものとする。

(4) 現状評価・課題分析

- ・各種データ、調査結果分析による現状の評価及び課題分析

(5) 各種実施事業の実態把握・今後の方向性に関する検討

- ・関連施策調書の提示
- ・関連施策調書の取りまとめ

(6) 策定委員会の補助支援（6回程度開催予定）

- ・計画策定にあたり、学識経験者や関係団体の代表者等で構成する策定委員会開催の際に必要な資料の作成、会議への出席及び議事進行の補佐、会議録の作成を行う。

※策定委員会の1回は認知症の当事者及びその家族等が政策形成や評価に参加できるための意見聴取ができる会議を実施する。

- ・会議の進行がスムーズに行われるように、協議資料を事前に余裕をもって配布すること。

(7) 計画素案の作成・修正

- ・現行計画の課題とアンケート調査で把握した現状やニーズと町の保有する情

報・データ等を統合し、国等の基本方針を踏まえ総合的に検証したうえで計画を見直し及びサービス見込量の算出・目標値の設定を行い、計画案を作成する。

(8) パブリックコメントの支援

- ・計画素案においてパブリックコメントを実施するため、ホームページに公表する資料作成、提出意見の整理、意見に対する助言等を行う。

(9) 原稿データ作成業務

- ・第7期基山町老人福祉計画原稿データ作成
- ・第7期基山町老人福祉計画概要版原稿データ作成

6. 成果品

- ・第7期基山町老人福祉計画（A4版縦80ページ程度カラー） 3部
- ・第7期基山町老人福祉計画概要版原稿（A4版縦10ページ程度カラー） 3部
- ・第7期基山町老人福祉計画策定業務実施報告書（A4版縦） 3部
- ・アンケート調査結果報告書（A4版） 3部
- ・関係団体等アンケート調査報告書（A4版） 3部
- ・上記全ての電子データ（Microsoft word版およびPDF版）CD-ROM 一式

7. その他

- (1) 業務上知り得た情報等について、第三者に漏らしてはならず、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (2) 業務の履行による個人情報の取扱いについては、基山町個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。
- (3) 本業務で調査した内容やデータ整理などに使用した原資料は、すべて成果品の一部とし、成果品の著作権は基山町に帰属するものとする。
- (4) 業務の遂行にあたっては、各業務の実施方法について随時来庁し、町と十分調整や協議を行うこと。その際に関する必要経費は、受注者の負担とする。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、その都度、双方協議のうえ定める。